

平成22年度決算に基づく財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）の施行に伴い、4つの健全化比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率を公表します。

坂祝町の平成22年度決算に基づく指標は、いずれも国の定める早期健全化基準等を大きく下回る結果となりました。実質公債費比率については前年度比0.3ポイント減となりましたが、一般会計の公債費がピークを迎える平成25年度までは指標に注意し、計画的な町債の借入れ等を行っていく必要があります。

健全化判断比率	平成22年度決算 算出結果	平成21年度決算 算出結果	増減	早期健全化基準 財政健全化計画の策定、 外部監査の要求等	財政再生基準 財政再生計画の策定、計 画について国の同意手続 き、地方債の制限、再生 振替特例債 等	(参考) 地方債 許可制移行基準
実質赤字比率 ※一般会計の実質赤字比率	— (黒字)	— (黒字)	—	15.0%	20.0%	—
連結実質赤字比率 ※全ての会計の実質赤字比率	— (黒字)	— (黒字)	—	20.0%	30.0%	—
実質公債費比率 ※公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	11.6%	11.9%	0.3ポ イント 減	25.0%	35.0%	18.0%
将来負担比率 ※地方債残高ほか一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債を捉えた比率	— (黒字)	— (黒字)	—	350.0%	—	—

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（H21～23 40%→40%→35%）が設けられています。

資金不足比率	資金不足比率 平成22年度決算 算出結果	資金不足比率 平成21年度決算 算出結果	増減	経営健全化基準	(参考) 地方債 許可制移行基準
坂祝町上水道事業会計	— (黒字)	— (黒字)	—	20.0%	10.0%
坂祝町公共下水道事業特別会計	— (黒字)	— (黒字)	—	20.0%	10.0%
坂祝町農業集落排水事業特別会計	— (黒字)	— (黒字)	—	20.0%	10.0%